

松本市観光振興のための財源確保に関する提言書
(案)

令和7（2025）年3月

松本市観光振興のための財源確保検討委員会

目次

はじめに.....	1
1 観光振興のための新たな財源の必要性.....	2
2 独自課税の必要性.....	2
3 宿泊税の導入目的及び使途.....	3
(1) 宿泊税の導入目的.....	3
(2) 宿泊税の使途方針.....	3
(3) 宿泊税の使途項目.....	4
4 宿泊税の制度概要(基本的な考え方の整理).....	6
(1) 名称.....	6
(2) 課税客体・納税義務者.....	6
(3) 徴収方法・特別徴収義務者.....	6
(4) 税率・税額.....	7
(5) 免税点.....	8
(6) 課税免除.....	8
(7) 特別徴収交付金等.....	9
(8) 罰則規定.....	10
(9) 財源管理.....	10
(10) 使途検証.....	11
(11) 制度の見直し期間.....	11
(12) 導入時期.....	11
6 松本市観光振興のための財源確保検討委員会.....	12
(1) 設置根拠.....	13
(2) 委員構成.....	13
(3) 会議の開催状況.....	13

はじめに

「松本市観光振興のための財源確保検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）は、松本市の観光振興のための財源確保に向けて、必要な事項を検討するため、検討委員会設置要綱に基づき、令和6（2024）年9月に設置されました。

検討委員会は、宿泊税を導入する全国的な動向を鑑み、とりわけ、長野県が令和8（2025）年6月から宿泊税を導入することを念頭に、全3回の会議を開催し、主に独自課税の必要性、使途、制度設計等について、宿泊事業者、観光団体、経済団体、学識経験者など6名の委員の多様な視点で検討を行いました。

その結果、松本市が標榜する国際文化観光都市を実現し、観光産業が持続的に発展していくための事業を継続的に展開するためには新たな財源の確保が必要であり、法定外目的税として「宿泊税」を導入し、長野県の導入する（仮称）宿泊税と歩調を合わせながら独自課税することが望ましいという結論に至り、使途や制度設計について、一定の方向性をまとめたことから、以下のとおり提言します。

提言の中には、今後さらに特別徴収義務者である宿泊事業者等の意見を丁寧に聴取するなどして最終判断すべき項目もあります。検討委員会で議論した様々な課題を引き続き整理し、拙速な導入にならないよう十分に検討する必要があります。

宿泊税の導入にあたっては、納税義務者である宿泊客や、特別徴収義務者である宿泊事業者の理解を得ることが重要です。宿泊税導入の目的や使途、制度の内容などについて、周知広報に万全を期すとともに、特に宿泊事業者が混乱することの無いように説明会を開催するなどして、丁寧な説明と意見聴取に努めてください。

この提言が、松本市を訪れる旅行者の満足度を高め、来訪を促進するとともに、市民生活と調和した松本市の更なる観光振興と産業の育成に必要な財源確保に寄与し、結果、持続可能な観光都市の創造と、この地に暮らす地域住民の豊かさと幸せに繋がることを願っています。

令和7（2025）年3月5日

松本市観光振興のための財源確保検討委員会
会長 益山 代利子

1 観光振興のための新たな財源の必要性

- (1) 令和6（2024）年3月に策定された「松本市観光ビジョン（令和6年度～10年度）」（以下、「観光ビジョン」という。）は、松本市の産業の大きな柱のひとつである「観光」の目指したい姿を改めて設定し、観光事業者、地域住民、観光関係団体等、全てのステークホルダー間で目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら一体感を持って取り組むための指針として策定されたものである。
- (2) 松本市を訪れる旅行者を「短い期間松本に住まう市民＝短い市民」として捉え、観光を通じて松本市の持つ文化・歴史・芸術性・環境に興味を抱き、愛着を持ってもらい、住む人、訪れる人、多様な人々が認め合い、互いを受け入れる、開かれた観光地を目指している。松本市の観光事業者と地域住民は地域に愛着や誇りを持ち幸せであることで、交流人口や関係人口を増加させ、労働力の確保により働く人と旅行者の双方の満足度を高め、地域の活性化に大きく寄与するものである、としている。
- (3) この観光ビジョンに示された方向性に基づく観光振興施策は、多岐にわたり、長期的視野を持って計画的に取り組む必要があることから、継続的かつ着実に展開していくための安定的な財源の確保について検討する必要性が生じている。また、想定される観光施策の多くは、観光客に対するサービスや満足度の向上に繋がるべきであると共に、地域住民のウェルビーイング向上に繋がることを前提として検討する必要がある。
- (4) 自治体の新たな財源確保策としては、地方税（普通税と目的税、法定税と法定外税）のほか、分担金・負担金、協力金などが考えられるが、観光振興に係る新たな財源を確実に生み出すという観点に加え、安定的かつ継続的に確保することが見込めることなどから、法定外目的税の導入が最も適しているとの結論に至った。
- (5) 次に、法定外目的税を導入する場合、観光客のどのような行動に対して課税するかについては、課税対象の補足が容易であり、徴税コストが過度にかからないことに加え、全国的な宿泊税導入の動きが見られる中、とりわけ、令和8（2026）年から長野県が宿泊税を導入することが予定されていることから、松本市の新たな観光振興財源として宿泊税を導入することが最も合理的な手段であると判断した。

2 独自課税の必要性

- (1) 観光ビジョンでは、多様な旅行者の受入環境整備、観光関連施設の管理・改修、自然災害等のリスク管理に関するもののほか、DXを活用したマーケティング及びプロモーション・情報発信の強化と、それらを推進する体制構築など、新規及び拡充を要する施策・事業を予定している。
- (2) 県の宿泊税制度案によると、県が一定の期間を経て使途を含む制度設計を見直す可能性を鑑みると、独自課税によって松本市独自の使途に対して効果的に財源を充当することができることが望ましいと判断した。
- (3) 納税義務者である宿泊者に過度な負担を求めない現実的な税率を、松本市と同規模の自治体や連携する自治体の宿泊税収入見込額を勘案した上で設定することが重要であるため、先行自治体の例を参考に検討した。

- (4) 年間約200万人の宿泊数(令和5(2023)年松本市宿泊統計調査)に対し、先行自治体で一般的な定額制150円～200円を採用した場合に見込める約3億円～4億円を想定金額に設定することとした。

(参考：先行自治体の制度例)

自治体名	内容	都道府県税	収入見込 (億円)	導入時期
京都市	段階的定額制 200-1,000	—	48.1	H30(2018).10.1
金沢市	段階的定額制 200-500	—	8.9	H31(2019).4.1
福岡市	段階的定額制 150-450	50	28.8	R2(2020).4.1
北九州市	定額制 150	50	4.5	R2(2020).4.1
長崎市	段階的定額制 100-500	—	3.2	R5(2023).4.1
ニセコ町	段階的定額制 100-2,000	100-500	1.62	R6(2024).11.1
常滑市	定額制 200	—	2.0	R7(2025).1.6
軽井沢町	段階的定額制 150-2,850	150(100)	10.0	R8(2026).4 導入予定
白馬村	段階的定額制 200-1,900	150(100)	2.4	R8(2026).4 導入予定

※(100)は、制度開始から3年間の金額

3 宿泊税の導入目的及び使途

(1) 宿泊税の導入目的

松本市ならではの国際文化観光都市としての魅力を高め、国内外からの来訪を促進するとともに、地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため

議論のポイント

- ・ 宿泊税の導入目的が「観光振興」であることを明記する。
- ・ 目的は、総合的、普遍的な観点であること。
- ・ 観光ビジョンの中で、松本市が目指したい観光地像として掲げている「あなたと“いきたい”まち」を参考に、以下の普遍的なキーワードを盛り込む。

松本市の持つ自然、文化、歴史などの魅力の向上

来訪者の促進と市民生活との調和

持続可能な観光都市の創造

(2) 宿泊税の使途方針

ア 観光ビジョンに基づく施策に充てる。

イ 観光客の利便性、満足度向上と消費拡大に繋がる施策に充てる。

ウ 緊急時の対応等に要する施策に充てる。

エ 既存事業への予算充当ではなく、新規事業及び拡充事業に充てる。

議論のポイント

- ・ 優先度の高い施策を整理する。
- ・ 宿泊税の導入により何が実現できたのかを明らかにするためにも、既存事業への充当としない。

委員からの主な意見

- ・ 宿泊税の導入は、観光振興策の財源とすることが目的。自然・文化の継承、事業者活性化、魅力の創造と発信、市民生活との調和などが盛り込まれた観光ビジョンの施策を核とした使途方針は良いと思う。
- ・ 宿泊客から徴収することから「観光客の利便性、満足度向上」を使途方針に掲げることに意味がある。

(3) 宿泊税の使途項目

ア 観光サービス及び受入機能の強化・高度化

イ 観光の高付加価値化と効果的な情報発信

ウ 市民生活との調和

エ 危機対応力の強化

オ 宿泊税課税・徴収経費

議論のポイント

- ・ 使途方針に基づき、観光ビジョンの施策を網羅するとともに、観光振興に不可欠且つ普遍的な項目に整理する。
- ・ 観光ビジョンに示された松本市と松本観光コンベンション協会の役割分担を意識して整理する。

委員からの主な意見

- ・ 長野県と独自課税市町村であらかじめ役割分担することも重要ではないか。
- ・ 使途項目が細かく設定されていて、安堵した。観光ビジョンを達成するための使途として、事業者や宿泊客に明確に示すことが重要。周知を図ってほしい。
- ・ オーバーツーリズムによって上高地へ向かう沢渡の駐車場周辺が渋滞になり、楽しんでいただく機会を損なっていることや、観光関連事業者の人材不足などの喫緊の課題に対応することなど、具体的な使途をあげて必要性を訴えることもポイントではないか。あまり総花的にならない方が良いのではないか。
- ・ 特別徴収義務者への還元については、成果が見えるように、金を分散して薄撒きにならないよう、集中することが必要。
- ・ 来訪者の満足度向上、様々な観光関連の数値が上がるとともに、市民の満足度についてもアンケートの仕組みを作る。取組みを振り返る仕組みを作ることが重要。
- ・ DXに関しては、県、広域、市の単位で、観光統計や調査データ（宿泊旅行統計、旅行消費額調査データ、観光入込統計、観光の実態と志向等）及び観光に関するビックデータ（宿泊予約、人流、消費購買等）などのDMP（データ・マネジメント・プラットフォーム）データが重複するケースがある。広域エリアのデータと地域データの調査を分担している地域もあるので関係機関との連携が重要。

観光ビジョンの施策

基本方針①～ひらく～の施策	基本方針③～すすめる～の施策	基本方針④～とどける～の施策
「短い市民」「松本ファン」の増加	ゼロカーボン・SDGsの推進	情報発信の一元化
労働力不足を補うための施策の検討	文化観光の推進	観光関連団体及び事業者等との連携強化・情報共有
地域住民・事業者のウェルビーイング向上	交通の整備・利用促進	誘客プロモーションの強化
ガイドの育成	多様な旅行者の受入環境整備	広域連携事業の推進
基本方針②～かわる～の施策	観光関連施設等の管理・改修	基本方針⑤～かせる～の施策
継続的なデータ収集と分析	自然災害などのリスク管理強化	観光組織の体制強化とプロ経営者の登用
冬季観光の強化による需要平準化		法定外目的税導入の検討
オーバーツーリズム対策		新たな観光コンテンツの造成
観光DXの導入		インバウンドの受入強化



整理した使途項目

- ① 観光サービス及び受入機能の強化・高度化
- ② 観光の高付加価値化と効果的な情報発信
- ③ 市民生活との調和
- ④ 危機対応力の強化
- ⑤ 宿泊税課税・徴収経費

主な使途項目（＊の付いた使途項目は観光コンベンション協会が担う施策として想定）

①観光サービス及び受入機能の強化・高度化		
・多様な旅行者の受入環境整備		
Wi-Fi環境、トイレ、多言語化、ユニバーサル化、駐車場整備、高齢者、障がい者、LGBTQ、ムスリム等対応など		
・観光産業の受入体制強化		
宿泊施設強靱化、人材不足対策、人材育成、観光DX(キャッシュレス・オンライン予約環境整備など)		
・移動利便性の向上		
2次交通の機能強化など		
②観光の高付加価値化と効果的な情報発信		
・マーケティングの強化		
継続的なデータ収集と分析		*
・資源を活かした観光の推進		
冬季コンテンツ、ナイトコンテンツの造成、高付加価値コンテンツ・プランの検討・造成等		*
文化観光の推進、ゼロカーボン・SDGsの推進等		
・観光推進組織の体制強化		
観光コンベンション協会の体制強化、専門人材の登用、戦略・アクションプランの策定等		*
・効果的な情報発信		
情報発信プラットフォームの再構築、的確なターゲティングと効果的なプロモーション等		*
③市民生活との調和		
・地域住民のウェルビーイング向上		
地域住民対象の観光に対する意識調査、地域観光人材の育成等		
地域住民対象松本市内モニターツアー造成、地域住民への取組み説明等		*
④危機対応力の強化		
・サポート体制の強化		
観光客の安全確保に向けた旅行者目線での情報発信等		
・緊急時の対応		
基金の積み立て(体制維持、需要喚起、風評被害対策等)		
⑤宿泊税課税・徴収経費		
・課税徴収事務費、特別徴収事務報償金、広報費等		

4 宿泊税の制度概要(基本的な考え方の整理)

(1) 名称

「松本市宿泊税」とすることが望ましい。

議論のポイント

- ・ 導入している全ての自治体が「宿泊税」としている。
- ・ 長野県と松本市で名称が異なることは避けるべき。県に準ずることで良いか。

委員からの主な意見

- ・ 観光目的以外での利用者からも徴収するため、「宿泊」という言葉が入っていないと宿泊客に説明しにくい。「宿泊」という行為に対する課税なので「宿泊税」は単純明快。

(2) 課税客体・納税義務者

長野県の制度に準ずることが望ましい。

課税客体	納税義務者
	松本市に所在する以下の施設に宿泊する者
納税義務者	① 旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ② 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)

議論のポイント

- ・ 先行自治体及び長野県ともに同等の制度となっている。
- ・ 長野県に準ずることで良いか。

委員からの主な意見

- ・ 葬祭業者が、通夜に伴う宿泊を提供する場合、旅館業法の宿泊事業者として登録するケースがある。
- ・ 率直な意見として、葬祭施設の宿泊が課税対象になるのは考えられないが、県と合わせるならやむを得ない。

先行自治体の状況

- ・ 東京都は①の旅館業法に規定する施設のみ対象で、②の民泊は対象外。
- ・ 大阪府、福岡県、北九州市は、①及び②に加え、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設への宿泊行為(特区民泊)も対象としている。

(3) 徴収方法・特別徴収義務者

長野県に準じて、徴収方法は「特別徴収」とし、特別徴収義務者は「宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者」とすることが望ましい。

議論のポイント

- ・ 宿泊者が個別に宿泊税を申告して納付することは、実務的に困難である。
- ・ 先行自治体及び長野県とも同様の制度となっている。
- ・ 長野県に準ずることで良いか。

(4) 税率・税額

A案

定額制を採用し、1人1泊150円とすることが望ましい。

ただし、制度開始3年間は1人1泊100円とする。

長野県（独自課税市町村を除く）

松本市

一律300円

市宿泊税150円

（制度開始3年間は100円）

市宿泊税150円

（制度開始3年間は100円）

合計300円
（制度開始3年間は
200円）

B案

定額制を採用し、1人1泊150円とすることが望ましい。

ただし、制度開始3年間は、1人1泊（素泊まり・税抜き）の宿泊料金に対して次のとおりとする。

6,000円以上20,000円未満	100円
20,000円以上	150円

議論のポイント

- ・ 定額制、段階的定額制、定率制の比較

種別	特徴	懸念点
定額制	・ 宿泊者にとってわかりやすい。 ・ 宿泊事業者の事務負担が軽減される。	・ 低額料金の宿泊の税負担割合が大きい。 ・ 税額を変える場合は条例改正が必要。
段階的定額制	・ 宿泊価格に応じた税負担割合によって、税負担の垂直的公平性を確保することができる。	・ 宿泊事業者の事務負担が増える。 ・ 宿泊料金と食事代を明確にする必要が生じる。 ・ 税額を変える場合は条例改正が必要。
定率制	・ 宿泊価格に応じた税負担割合によって、物価変動に合わせた財源を確保することができる。	・ 宿泊事業者の事務負担が増える。 ・ 宿泊料金と食事代を明確にする必要が生じる。 ・ 長野県が定額制を導入予定であるため、宿泊者への説明が複雑になる。

- ・ 以下の理由から、1人1泊150円の定額制とし、制度開始3年間は1人1泊100円とすることでよい。
- ・ 簡素な制度で広く負担を求めることが望ましいこと。
- ・ 宿泊料金によって宿泊者が享受する行政サービスの程度に違いはないことなど公平性・応益性の観点からすれば、段階的定額制や定率制ではなく「定額制」が望ましいこと
- ・ 長野県は、制度開始後3年間は1人1泊の料金に対して100円としているため、県に準ずることが望ましい。

委員からの主な意見

- ・ コロナ禍に宿泊割等が実施された際は、交付金が振り込まれるまでの事務作業が大変で、宿泊施設の担当者は期間中徹夜に近い状態だったという話も聞く。極力煩雑でない制度を要望する。
- ・ 定率制では、実際現場では手が回らない。定額制がありがたい。
- ・ 今後の変化に対応しやすい点や垂直的公平の観点からは定率制が望ましいとは思いますが、長野県が定額制を導入することを考えると、定率制では現場の対応が難しくなる。
- ・ 宿泊者に対しても、県税と合わせて300円であれば過度な負担ではないと思う。
- ・ 定額制に賛成する。事業者の決算の煩雑さを避けたい。エリアで一律であることのわかりやすさと使途が明示されていれば事業者に許容されると思う。
- ・ 沖縄県が県単位で初めて定率制を導入しようとしているが、今後、高付加価値インバウンド旅行者を増やしていくのであれば定率制の方が税額を上げやすい。海外は定率制が一般的。機会損失と手間のバランス、県税との兼ね合いなど総合的に判断した方がよい。

(5) 免税点

長野県に準じて、免税点を「6,000円」とすることが望ましい。

議論のポイント

- ・ 旅行者（宿泊者）の受益は宿泊料金に関わらず行政サービスを一定程度享受していることから、免税点を設けないという先行自治体が多い。
- ・ 一方、定額制の場合、低料金の宿泊施設の利用に際しては、宿泊料金に対する税の負担感が大きくなるため、垂直的公平の観点から免税点を設けることを検討することが必要である。
- ・ 長野県が免税点を6,000円に設定することから、納税義務者及び特別徴収義務者の混乱を招かないように長野県に準ずることで良いか。
- ・ 現状、食事代込みの宿泊料金を設定している施設が、新たに食事代と宿泊料金を区分して設定する場合、一定のルールが無いと施設間で不公平な状況が生まれかねない。

(6) 課税免除

長野県に準じて、課税免除を設定することが望ましい。

ア 幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合

イ 保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合

(※学校、施設の長が証明するものに限り)

ウ 上記に掲げるもののほか、教育上の必要その他の特別の事情により必要なもの

議論のポイント

- ・ 修学旅行等の学校や施設等の行事は、国が定める学習指導要領等に規定されるもので公的要素が強い。先行自治体では、修学旅行の誘致に積極的に取り組んでいる自治体が課税免除の対象としている。
- ・ 長野県では、県全体における合宿誘致の重要性を勘案し、大学の教育活動やサークル等の合宿なども対象とする方針である。
- ・ 納税義務者及び特別徴収義務者の混乱を招かないように長野県に準ずることで良いか。

委員からの主な意見

- ・ 部活動が学習指導要領に記載されているかが心配な点。加えて、国民スポーツ大会の取り扱いが気になる。
- ・ スポーツコンベンションは大きな財源になる。

(7) 特別徴収交付金等

特別徴収義務者が負担するコスト軽減を図るため、以下を交付することが望ましい。

ア 特別徴収義務者報奨金として、期限内納付金額の2.5%

イ 宿泊事業者が新たにシステム等の整備費用に要するイニシャルコストに対して、(ア)又は(イ)を交付する。

(ア) 当初5年間の特別徴収義務者報奨金に0.5%以上の上乗せ

(イ) システム整備費補助金の交付

議論のポイント

- ・ 特別徴収義務者報奨金は、宿泊税導入による新たな徴収に係る経費の一部を支援するもので、先行自治体では納期内納付額の2.5%を交付する例が多い。
- ・ また、宿泊税導入により特別徴収義務者には新たなシステム等の整備費用が発生することから、そのイニシャルコストに対して配慮する必要がある。先行自治体では、制度開始から5年間は特別徴収義務者負担金に0.5%を加算する、又は別に補助制度を導入している。
- ・ 長野県は、期限内申告納入額の2.5%を特別徴収義務者報奨金とし、制度開始から5年間は、5年間は0.5%加算、電子申告した場合は更に0.5%加算としている。

制度区分	メリット	デメリット
報奨金に0.5% 上乗せ	・ 特別徴収義務者は申請することなく交付金を受領できる。	・ 1事業者当たりの交付金額はさほど大きくない。
補助制度導入	・ システム整備に係る手当であることがより明確で、宿泊税導入に対する特別徴収義務者の理解が得られやすい。 ・ 整備の実態に見合った補助内容を設定できる。	・ 補助金の申請手続きが必要。 ・ 長崎市では、特別徴収義務者が1/2以上の負担をすることが前提で、導入自治体の申請実績は約2割。 ・ 補助対象外のコストがある。

委員からの主な意見

- ・ 宿泊税導入による特別徴収義務者の負担はできるかぎり軽減するというスタンスであるべき。開始前にシステム改修補助金を出すことは賛成。カード決済で宿泊税を支払った場合、その宿泊税の決済手数料も宿負担になること等を考えると、先行自治体の2.5%にとらわれず、上乗せも検討されたい。
- ・ 現場では、予約しても来ないというリスクを回避するため事前決済を進めているが、最終的にキャンセルになった場合に手数料が発生するのが面倒。宿泊税分だけは現金徴収が良いのではないか。
- ・ システム改修費は、負担なく導入したいと切に思う。OTAシステムの改修費は、0.5%の報奨金上乗せでは賄えない。

(8) 罰則規定

長野県に準じて以下の罰則について規定することが望ましい。

ア 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪

特別徴収義務者に交付された証票を掲示しない者、他人に貸付又は譲渡した者、義務消滅した場合に証票を返納しない者

⇒ 1年以下の懲役(拘禁刑)又は50万円以下の罰金

イ 帳簿の記載義務違反等に関する罪

帳簿や書類を適切に作成・保存していない特別徴収義務者

⇒ 1年以下の懲役(拘禁刑)又は50万円以下の罰金

ウ 納税管理人に係る不申告に関する過料

納税管理人について、特別徴収義務者が正当な理由がなく申告しなかった場合

⇒ 10万円以下の過料

議論のポイント

- ・ 先行自治体及び長野県とも同様の制度となっている。
- ・ 長野県や先行自治体に準じて罰則規定を設ける方向で良いか。

委員からの意見

- ・ 県に準じることで良い。

(9) 財源管理

用途を明確にし、基金を設置するなどにより計画的に管理することが望ましい。

議論のポイント

- ・ 基金を設置する意義として、観光振興に特化した取組みに充当することを明確にすることができるに加え、行政需要に応じた計画的な財源の充当と**危機対応財源としての積立てが可能**になる。
- ・ 宿泊事業者の団体等から、使途を明確にし、観光振興以外の事業に充当しないことを要望されている。
- ・ 長野県が基金を設置し管理することとしている。基金を設置する利点も多いことから、長野県に準ずることで良いか。

委員からの意見

- ・ 特になし

(10) 使途検証

有識者会議を設置し、毎年度検証することが望ましい。

議論のポイント

- ・ あらかじめ定めた使途に使われているか検証することは重要なプロセスである。
- ・ 長野県は、県観光振興審議会に市町村、独自課税市町村、宿泊事業者の代表者を含む会議（宿泊税活用部会（仮称））を設置し毎年度検証することを予定している。
- ・ 長野県に準ずることで良いか。

委員からの主な意見

- ・ 継続性の観点から、本検討委員会委員を軸として検討されたい。

(11) 制度の見直し期間

導入当初3年、以降は5年ごとに制度の見直しを検討することが望ましい。

議論のポイント

- ・ 長野県が、導入当初3年、以降は5年ごとに制度の見直すこととしている。
- ・ 松本市においては、長野県と松本市の宿泊税がそれぞれ課税されることから、納税義務者及び特別徴収義務者の混乱を招かないよう、長野県と歩調を合わせるべき項目が多数存在する。
- ・ 長野県と見直し時期を合わせ、見直し内容を調整できるようにする必要がある。長野県に準ずることで良いか。

委員からの主な意見

- ・ 特になし

(12) 導入時期

長野県に準じて令和8（2026）年6月導入を目指すことが望ましい。

議論のポイント

- ・ **長野県が令和8（2026）年6月導入**を予定している。
- ・ 納税義務者及び特別徴収義務者の混乱を招かないように長野県と歩調を合わせる必要がある。長野県に準ずることで良いか。

委員からの主な意見

- ・ 県に準じることで良い。

5 松本市（仮称）宿泊税の制度設計

項目	内容
名称	松本市宿泊税
課税客体	宿泊行為
納税義務者	松本市に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
特別徴収義務者	上記施設の経営者、その他徴収の便宜を有する者
税率・ 税額	定額制 1泊150円（年間約3億円の税収見込み） （ただし、制度開始3年間は100円）
特別徴収義務者 報奨金等	1 特別徴収義務者報奨金として、期限内納付金額の2.5% 2 システム等の整備費用に要する経費補助分として、 ・当初5年間、①に0.5%以上の上乗せ 又は ・システム整備費補助金の交付
免税点	6,000円(素泊まり)未満の宿泊料金の場合徴収しない
課税免除	・幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 (※学校、施設の長が証明するものに限る)
使途	[使途方針] ① 観光ビジョン(令和6(2024)年3月～)に基づく施策に充当 ② 観光客の利便性、満足度向上と消費拡大に繋がる施策に充当 ③ 緊急時の対応等に要する施策に充当 ④ 既存事業への予算充当ではなく、新規事業や拡充事業に充当 [使途項目] ① 観光サービス及び受入機能の強化・高度化 ② 観光の高付加価値化と効果的な情報発信 ③ 市民生活との調和 ④ 危機対応力の強化 ⑤ 宿泊税課税・徴収経費
罰則規定	① 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ② 帳簿の記載義務違反等に関する罪 ③ 納税管理人に係る不申告に関する過料
財源管理	松本市宿泊税基金を設置し管理
使途検証	有識者会議を立上げ、毎年検証
制度見直し期間	導入当初3年、以降は5年ごとに制度の見直しを検討
施行予定日	令和8年(2026)6月導入

6 松本市観光振興のための財源確保検討委員会

(1) 設置根拠

松本市観光振興のための財源確保検討委員会設置要綱

(2) 委員構成

(敬称略)

氏名	所属・ 団体等	分野
会長 益山 代利子	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科教授	学識経験者
松本 百加里	(株)リクルート じゃらんリサーチセンター研究員 観光ビジョン有識者会議 委員	有識者[観光]
富田 哲也	EY 新日本有限責任監査法人松本事務所 所長 松本市外部監査人	有識者[税務]
中澤 伸友	松本市内ホテル旅館組合連合会 会長	宿泊事業者代表者
伊藤 亮二	松本商工会議所 専務理事	経済団体代表者
副会長 小原 直樹	(一社)松本観光コンベンション協会 専務理事兼事務総長	観光関係団体代表者

(事務局) 松本市 文化観光部観光プロモーション課
総合戦略局アルプスリゾート整備本部
財政部市民税課

(3) 会議の開催状況

	開催日	議事
第1回	令和6(2024)年 10月24日(木)	①松本市における新たな財源確保の必要性 ②長野県(仮称)宿泊税の制度設計概要 ③松本市独自課税の必要性 ④税の使途の方向性
第2回	11月18日(月)	①松本市の宿泊税の使途について ②宿泊税の制度設計について
第3回	令和7(2025)年 2月26日(金)	①松本市長への提言書(案)